

(写)

福企企発第 819 号
昭和 55 年 5 月 31 日

福生市議会議長 小 林 菊 三 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

昭和 54 年度福生市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の
報告について

このことについて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

昭和 54 年度福生市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
2 事業費	1 下水道整備費	公共下水道管渠工事	33,300,000	33,300,000		国庫支出金 19,950,000 市 債 22,000,000	11,150,000
		西住宅地区周辺排水路整備事業負担金	11,189,200	11,189,200		市 債 55,000,000	36,892,000

写

福総庶発第八百四十八号

昭和五十五年六月十日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

追加議案の送付について

昭和五十五年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第六十三号 議会の議員の昭和五十五年六月期期末手当の支給割合を定める条

例

二 議案第六十四号 福生市の一般職員の昭和五十五年六月期期末手当の支給割合を定

める条例

第二回福生市議会

定

例

会会議録(第八号)

昭和五十五年六月二十日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

十七番	閔	米	吉	君	十八番	東	田	正	治	君								
十五番	鈴木	藤次郎	君	十六番	貫	井	喜	代	次	君								
十三番	小林	菊三	君	十四番	村	野	武	男	清	君								
十一番	原	敏子	君	十二番	松	山	清	君	十三番	村	野	武	男	清	君			
九番	小野	沢久	君	十番	遠	藤	洋一	君	七番	森	田	治	男	君				
七番	森	田	治	男	君	八番	田	村	市	郎	君	五番	東	浦	春	浪	君	
五番	東	浦	春	浪	君	六番	村	尾	栄	次	君	三番	加	藤	謹	之	助	君
三番	加	藤	謹	之	助	君	四番	高	水	惣	八	君	二番	仲	村	清	信	君
一番	石	川	慶	一	郎	君	一番	仲	村	清	信	君						

十九番	宮沢良一君	二十番	指田保雄君
二十一番	末次性男君	二十二番	小堺仁七君
二十三番	山崎繁三郎君	二十四番	塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議事 局長	古谷徳男君	議事 係長	市川昭利君	臨事速 記事務 補佐員	川久保友子君
----------	-------	----------	-------	-------------------	--------

一 出席説明員は次のとおりである。

市長	田村匡雄君	助役	町田倍二君
収入役	橋本孝蔵君	教育長	森田猛君
企画財政部長兼総務部長	上野重勝君	総務部長	森田猛君
市民部長	生子国利君	福祉部長	内田和雄君
建設部長	浅見裕康君	教育次長	高水求君
水道事務所長	田村忠雄君	監査委員事務局長事務取扱	
選挙管理委員会事務局長	乙津宗吉君		

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十五年第二回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

開議日時 六月二十日（金） 午前十時

日程第一 請願書の一部削除について

日程第二 議案第三十七号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第三 議案第三十八号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第四 議案第三十九号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第五 議案第四十号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第六 議案第四十一号 福生市消防団条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第七 議案第四十二号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第八 議案第四十三号 昭和五十五年度福生市一般会計補正予算（第三号）

日程第九 議案第四十四号 下水道事業の事務の委託について

（審査報告）

日程第十 議案第四十五号 市道路線の認定について

（審査報告）

日程第十一 議案第四十六号 市道路線の廃止について

（審査報告）

日程第十二 請願第一号 都立高校増設等教育条件整備に関する請願書（審査報告）

日程第十三 陳情第三号 東京都自然環境保全事業団設立に関する陳情書

（審査報告）

日程第十四 陳情第四号 行政区域変更に関する陳情書

日程第十五 議案第六十五号 都立高校増設等教育条件の整備に関する意見書

日程第十六 福生市議会運営委員会要綱の一部を改正する動議

日程第十七 福生市議会運営委員会委員の選任

日程第十八 閉会中の継続審査申し出について

日程第十九 特定事件の継続調査について

昭和五十五年第二回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

（追加 その一）

追加日程第一 議席の変更について

追加日程第二 横田基地対策特別委員会委員の選任

午前十時一分 開議

○議長（小林菊三君） ただいまから昭和五十五年第二回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

○議長（小林菊三君） この際、報告事項がありますので、事務局として諸般の報告をいただきます。

（市川議事係長報告）

一、請願書の一部削除について（別添参照）

二、陳情の受理について（別添参照）

○議長（小林菊三君） 以上で報告は終わりました。

○議長（小林菊三君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 貫井喜代次君登壇）

○議会運営委員長（貫井喜代次君） 御指名をいただきましたので、第二回定例

会第二日目の議事運営について、六月十八日に開催いたしました議会運営委員会の結果を御報告申し上げます。

第二日目の案件は、休会中に各委員会が結論づけられました委員会の審査報告と、住民からの陳情一件、他に議会側から意見書及び議運の要綱改正と委員の選任等となっております。日程はお配りの通りの順序でお願いすることになりました。

審査報告以外の議案の取り扱い方でございますが、陳情書の一部削除については承認事項でございまして即決。陳情第四号は、総務委員会に付託。議会側からの意見書及び議会運営委員会要綱の二部改正は即決という事で意見の一致を見ましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、理事者側から全協の申し出がございましたので、日程の途中、議会運営委員会委員の選任に入る前に、議会側の全協と同時に行うことを議運は了承しておりますので、あらかじめお含み下さりお願い申し上げます。

以上でございますが、最終日の議事が円滑に運ばれますよう、各位の御協力を切にお願い申し上げます。報告といたします。

○議長(小林菊三君) ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を二道

めしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(小林菊三君) これより日程に入ります。

日程第一請願書の一部削除についてを議題といたします。

本件は目下総務委員会において審査中であり、請願第一号部立高校増設等教育条件整備に関する請願書について、請願者より一部削除願いたい旨の申し出がされたものであります。

事務局より、一部削除について朗読いたさせます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 朗読は終わりました。

お諮りいたします。

本件は願い出のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって本件は願い出のとおり

承認することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君)

日程第二議案第三十七号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 鈴木藤次郎君登壇)

○総務委員長(鈴木藤次郎君)

御指名がありましたので、ただいま議題となっております議案第三十七号について、審査の報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

議案については理事者の説明を受け、質疑に入りしました。質疑の概要について申し上げます。

本案提出に当たっての市長の考え方について、二十六市中職員は中間

にあり、議員の報酬は下位にあるという、この順位上のバランスの是正について。

議員の三日期間手当を六日期間と十二日期間にそれぞれ〇・二と〇・三を先取りしているのは好ましくない。この点、条例改正等への是正の考えはどの

うか。期末手当が国や都の一ヵ月分より多い理由について。議員一人

当たりに対する人口の他市の状況について等の質疑に対し、市長の諮問による答申を尊重するのは当然であり、また前市長の引き継ぎ事項でもあり、答申に沿って提案した。職員と議員との順位バランスはなるべく

け詰めていきたい。期末手当の先取りの件は、例規審議会を検討し、できれば目安として十二月ごろに出したい。昭和四十年ごろは国も都も市も

同率であったが、その後都が大都市圏ということでも国より高くなり、市も付随して高くなった。四十九年をピークとしてその後年々下がっている。議員

一人当たりの人口は、調査の範囲では、最高が三千三百八十九名、最低が一

千八百十九名である。このような答弁がありました後、職員については国家公務員並みに下げるよう努力されたい。また、それにより国や都、また議員とのバランスも図ら

れたいと思うとの意見があり、さらに本案は答申そのまゝの提案であり、四月一日の週及適用はすべきでないとの反対がありました後、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御可決くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一條の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。 十二番 松山 清君。

（十二番 松山 清君登壇）

○十二番（松山 清君） 議案第三十七号 議会の議員の報酬及び費用弁

償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。議員の報酬に對してのがが党の基本的見解については、再三にわたって、当議会で私は明らかにしてまいりましたので、今回は省きます。

今回の報酬改定は審議会の答申及び市当局の提案理由をとりましても、全く報酬改定をしなければならぬ理由は見当たりません。地方財政の引き続く厳しい状況の中で、いま求められているのは、この状況の根本的打開と複雑多岐にわたる住民要求をどう解決していくのかの点にあると思います。

これらを十分に行わずして、五十一年度以降、毎年報酬改定を行うなど、ということとはとうてい市民の理解を得られるものではありません。報酬改定に当たって単に審議会という狭い枠の中にとどめず、市民全体の意見を十分反映させるような措置をとることを強く要求して、簡単ではありませんが、反対討論といたします。

なお、このあと審査報告される議案第三十九号、議案第四十号について同様趣旨に基づき、反対であることを合わせて表明いたしておきます。

○議長（小林菊三君） 次に賛成者、一番石川慶一郎君。

(二番 石川慶一郎君登壇)

○一番(石川慶一郎君) 御指名をいただきましたので、賛成討論をさせていただきます。

いま、松山議員のお話を承っておりますと、その反論と申し上げますが、それは鈴木総務委員長が申したことをもう一回朗読すればそれで賛成討論になるのではないかというふうな気がするわけでございますが、確かに国も都も、あるいは市も財政というのは緊迫化してあるということは事実でございます、いわゆるアップというものに対しては、一考の余地があるというふうなことは確かにあると思います。ここにいらっしゃいます議場の議員の先輩各位におかれまして、何も、何が何でもアップをしろもらいたいといったようなお気持ちの方というのは一人もいらっしゃらないのではないかと思いますし、私もそう思います。

しかし、先ほどの報酬等審議員という方々でございますけれども、これは御案内のとおり市長の諮問機関の方々であるわけでございますけれども、この人たちの御願ぶれを拝見いたしますと、私はまさにこの人たちは福生の良識のかたまりのような人たちばかりであると思います。前市長がいろいろ、もし仮

にヒットを打ったことがたくさんあるとすれば、私は、この人選というのは大変なヒットではなかったかと思えます。先ほど松山議員がもういった意味におきまして一般の市民の云々というふうなことを申しておるようでございますけれども、やはり、あの人たちはまさにそういう意味では、市民の良識ではないかというふうに私は思いました。

ですから、いわゆる反対討論に對しまする賛成論理といたしますが、それをここでしかつめらしく言っても、私はこれは非常にナンセンスであるというふうに思っております。もし、やうであるとすれば、これはもう、何と申しますか、賛成討論として、もしやう、ということが一つのなりわしであるとするならば、あるいは私は失格であろうかと思えますけれども、要するに、そういう良識のかたまりのような人たちが、いわゆる答申を——それをわれわれは謙虚に素直にやはりお受けするということ、私は必要なことではないかというふうに思っております。高いとか安いとか、あるいは賛成とか反対とか、やういうふうな問題以前に、やはりその審議員の人たちが、福生の市議会議員が、いかに福生市のためにその仕事の責務というものが重要であるかということを認識して、い